

渡部基金取扱規程

2020年5月11日制定

(規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本美容外科学会（以下「学会」という。）が学会名誉会員である渡部清隆氏（以下「渡部名誉会員」という。）より寄付を受けた資金（令和2年1月の理事会において受入れを決定）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付を受けた資金の名称等)

第2条 前条の寄付を受けた資金の名称を渡部基金とする。なお、渡部基金は学会定款第9章（第38条乃至第41条）の基金とは異なるものである。

2 渡部基金は、次条第1項に定める目的のために寄付を受けたものである。

3 渡部基金の名称、目的、金額等については、令和2年1月の理事会において渡部名誉会員の意向確認を経て、承認を得たものである。

(渡部基金の目的)

第3条 渡部基金は、若手（45歳以下）の学会正会員（以下「若手会員」という。）の後進育成を目的として、次に定める将来の支出に充てる。

- ①若手会員の海外留学の支援
- ②若手会員の研究活動の支援
- ③若手会員の国際学会出席・発表等の支援
- ④若手会員に対する安心・安全な美容医療の教育
- ⑤その他若手会員の育成のための支出

2 学会は、渡部基金の使用にあたり前項の目的を十分に考慮するものとする。

(渡部基金の管理及び取り崩し)

第4条 理事長は、渡部基金を適切に管理し、理事会の決議に基づきこれを取り崩して同決議に定められた支出に充てる。

2 渡部基金を前条第1項に定める目的のために使用する場合は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 渡部基金を前条第1項に定める目的以外の目的のために使用する場合は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(渡部基金の経理処理)

第5条 理事長は、渡部基金について、適正に経理処理を行わなければならない。

2 渡部基金は、貸借対照表及び財産目録に明示し、他の資産（他の基金を含む）と区分して管理する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、2020年9月29日より施行する。